

諮問番号：令和3年度諮問第8号
答申番号：令和3年度答申第9号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成29年2月6日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護開始決定処分（以下「本件処分1」という。）及び同日付けで行った法に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分2」といい、本件処分1と併せて「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人
入院治療費等を支払えば手持金がほぼなくなる。
本件処分では、入院に必要な諸経費が賄えず、入院生活ができない。
本件処分の取消しを求める。
- 2 審査庁
本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 審理員意見書の結論
本件審査請求は、棄却されるべきである。
- 2 審理員意見書の理由
(1) まず、本件処分1についてみると、処分庁は、平成29年1月6日に審査請求人が救急搬送され、同月13日付けで審査請求人から生活保護の申請（以下「本件申請」という。）を受け、保護の必要があると判断し、本件処分1を行ったことが認められる。
その際、処分庁は、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号（以下「保護基準」という。）別表第1の第2章の7及び第3章の1の（2）並びに生活保護法による保護の実施要領について（昭

和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7の2の(3)のオ並びに生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第10の問10の2に基づき、平成29年1月6日以降の同月分の保護費を算定し、本件処分1を行ったものであり、その算定に誤りは認められない。

(2) 次に、本件処分2についてみると、処分庁は、審査請求人の年金収入を収入認定し、また、介護保険料の特別徴収が開始されたため介護保険料加算を削除した上で、保護基準別表第1の第2章の7及び第3章の1の(2)並びに生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8の3の(2)のアの(ア)に基づき、審査請求人の平成29年2月分の保護費を算定し、本件処分2を行ったことが認められ、その算定に誤りは認められない。

(3) なお、審査請求人は、本件処分により、日々必要な諸経費がなくなり入院生活ができない旨主張するが、前記(1)及び(2)のとおり本件処分の算定には誤りは認められず、また、次官通知第7の1において、経常的最低生活費の範囲内において通常予測される生活需要は全て賄うべきとされており、審査請求人は入院患者日用品費の範囲内において必要とする諸経費を賄うべきであり、審査請求人の主張は採用できない。

以上のとおり、処分庁の行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(4) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和3年7月12日	諮問書の受領
令和3年7月26日	第1回審議
令和3年8月26日	第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

(1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

- (2) 法第3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。
- (3) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について定め、同条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条は、「(前略) この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (4) 法第8条は、基準及び程度の原則を定め、同条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。
- そして、法第1条及び第3条の基本原則に基づき、法第8条第1項及び第2項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護基準を定めている。
- (5) 保護基準別表第1の第2章の7は、「介護保険料加算は、介護保険の第一号被保険者であつて、介護保険法第131条に規定する普通徴収の方法によつて保険料を納付する義務を負うものに対して行い、その加算額は、当該者が被保険者となる介護保険を行う市町村に対して納付すべき保険料の実費とする。」と定めている。
- (6) 保護基準別表第1の第3章の1の(2)は、「入院患者日用品費は、次に掲げる者について算定する。」とし、「ア 病院又は診療所(介護療養型医療施設を除く。以下同じ。)に1箇月以上入院する者」と定めている。
- また、保護基準別表第1の第3章の1の(1)は、入院患者日用品費について、基準額を「22,680円以内」と、地区別冬季加算額(11月から3月まで)を「V区及びVI区980円」と定めている。
- (7) 次官通知第7の1は、「経常的最低生活費は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであること。」と記している。また、次官通知第8の3の(2)のアの(ア)は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。)については、その実際の受給額を認定すること。(後略)」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

- (8) 局長通知第7の2の(3)のオは、「保護の開始された日又は保護を停止されていて再び開始された日に入院している場合は、その日から入院患者日用品費を計上すること。」と記している。

なお、局長通知は、処理基準である。

- (9) 課長通知第10の間10の2の保護開始時に保有する手持金の認定の答えにおいて、「一般世帯はもちろん被保護世帯においても繰越金を保有しているという実態及び生活費は日々均等に消費されるものではないということ等から、保護開始時に保有する金銭のうちいわゆる家計上の繰越金程度のものについては、程度の決定に当たり配慮する面がある。したがって、健全な家計運営ひいては自立助長を考慮し、保護の程度の決定に当たり認定すべき手持金は次によることとされたい。なお、この取扱いは要否判定の結果保護要とされた世帯についての開始月における程度の決定上の配慮であり、要否判定、資産・収入の調査についての取扱いを変える趣旨のものではない。」と記し、「1 手持金の認定」は、「保護開始時の程度の決定に当たって認定すべき手持金は、当該世帯の最低生活費（医療扶助及び介護扶助を除く。）の5割を超える額とする。」と記し、「2 月の途中で開始する場合における当該月の程度の決定方式」の(2)は、「年金の残額については、手持金から繰越金として容認する額を控除した残りの額を次回受給月の前月までに分割して（少額の場合は当月分の）収入充当額に計上する。」と記している。

なお、課長通知は、処理基準である。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成29年1月6日、審査請求人は、〇〇〇〇〇病院（以下「A病院」という。）に救急搬送され、同月21日に〇〇〇〇〇病院（以下「B病院」という。）に転院した。また、審査請求人は、同月13日付けで処分庁に対して本件申請を行った。

なお、本件申請に係る生活保護開始申請書の資産の状況の欄には、「現金有 20,000円」、「預貯金 有」と記載されている。

- (2) 平成29年1月25日付けで、処分庁は金融機関に対して法第29条に基づく資料の提供等を求め、同年2月1日付けで、当該金融機関から同年1月31日現在の審査請求人の口座に係る預貯金残高が16,801円で

あるとの回答を受けた。

- (3) 平成29年2月6日付けで、処分庁は、保護開始を同年1月6日とする本件処分1を行った。

なお、本件処分1に係る保護決定通知書の保護決定理由の欄には、「平成29年1月6日に救急搬送により〇〇〇〇〇病院〔A病院〕に入院後〇〇〇〇〇病院〔B病院〕に転院し、1月13日に保護申請がありました。生活に困っており保護が必要と認め、(中略)保護を開始します。あなたの所持金のうち、最低生活費の2分の1を超える23,071円を手持金と認定します。冬季加算・介護保険料加算を認定します。」と記載されている。

- (4) 平成29年2月6日のケース記録票には、処分庁は、同年1月6日付けで保護開始するに当たり、審査請求人の保護開始時の手持金を23,071円(所持金36,801(現金20,000円、通帳残16,801円—最低生活費27,460円×1/2))と認定したことが記載されている。

また、平成29年1月分の保護決定調書から、上記の最低生活費(27,460円)の内訳は、生活扶助の第1類・加算22,680円、第2類冬季加算980円、介護保険料加算3,800円であることが確認できる。

- (5) 平成29年2月6日付けで、処分庁は、保護変更を同月1日とする本件処分2を行った。

なお、本件処分2に係る保護決定通知書の保護決定理由の欄には、「平成29年2月に受給される年金について、年金は実際の支給額を認定する旨を定めた「次官通知」第8-3-(2)-ア-(ア)に基づき、2月より月額76,513円の収入認定を開始します。介護保険料の特別徴収が開始されるため、介護保険料加算を削除します。」と記載され、また、扶助額(月額)の欄には、最低生活費は合計23,660円、収入は合計72,713円、審査請求人が医療機関に支払う本人支払額は49,053円であることが記載されている。

- (6) 審査請求人の年金振込通知書には、平成29年2月の支払額は153,026円と記載され、平成28年12月分及び平成29年1月分の年金の振込予定日は平成29年2月15日と記載されている。

- (7) 平成29年2月26日付けで、審査請求人は本件審査請求を行った。

3 判断

- (1) 前記1及び2に基づき、本件についてみると、本件処分1については、本件申請を受けた処分庁は、平成29年1月6日付けで審査請求人がA病院に救急搬送され、その後もB病院に入院中であったことから、前記1(5)、(6)の保護基準及び前記1(8)の局長通知に基づき、上記入院日である平成29年1月6日から保護を開始し、前記2(3)の保護決定理由の

とおり、同月分の保護費を算定したことが認められる。

また、審査請求人は保護開始時において36,801円の所持金があったことから、処分庁は前記1(9)の課長通知に基づき、前記2(4)のとおり手持金を23,071円と認定の上、本件処分1を行ったことが認められる。

- (2) また、本件処分2については、審査請求人は前記2(6)のとおり年金を受給することから、処分庁は、前記1(7)の次官通知第8の3の(2)のアの(ア)に基づき、年金の月額である76,513円から介護保険料3,800円を差し引いた72,713円を収入充当し、介護保険料の特別徴収が開始されたことから前記1(5)の保護基準に定められる介護保険料加算を削除の上、本件処分2を行ったことが認められる。
- (3) 前記(1)及び(2)のとおり、本件処分は、保護基準及び処理基準に従って行われたものであり、算定に誤りも認められないことから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。
- (4) なお、審査請求人は、本件処分では、入院治療費等を支払えば手持金がほぼなくなり、入院に必要な諸経費を賄えず、入院生活ができない旨主張する。

しかし、前記1(7)の次官通知第7の1において「被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において通常予測される生活需要はすべてまかなうべき」と示されるとおり、入院患者は前記1(6)の保護基準の定める入院患者日用品費の金額の範囲内において必要とする諸経費を賄うものとされている上、審査請求人のその他の主張を勘案しても、保護基準及びこれに基づき行われた本件処分の違法又は不当を理由付けるものではないことから、上記判断を左右するものではない。

- (5) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員(部会長) 曾和 俊文

委員 船戸 貴美子

委員 前田 雅子